

別 表 3

番号	1
措置の名称	地域森林計画及び市町村森林整備計画等に関する通知の発出
措置の内容	<p>森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条に規定する地域森林計画及び同法第 10 条の 5 に規定する市町村森林整備計画について、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 両計画をたてる過程において都道府県及び市町村の双方の意見を反映させること 2) 両計画において伐採の在り方等を定めることにより、同法第 11 条に規定する森林施業計画を認定する要件とすること 3) 同法第 10 条の 8 に規定する伐採及び伐採後の造林の届出について、届出書に図面等の添付を求めること <p>が可能である旨、各都道府県林務担当部長あてに「森林計画制度の運用上の留意事項について」（平成 21 年 3 月 12 日付け 20 林整計第 230 号林野庁森林整備部計画課長通知）を発出し、周知している。</p>
関係省庁	農林水産省

番号	2
措置の名称	都道府県森林審議会の所掌事務に関する通知の発出
措置の内容	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 68 条第 2 項に規定する都道府県森林審議会の所掌事務に係る「この法律の施行に関する重要事項」という規定については、都道府県知事の判断により都道府県の林務施策全般が対象となり得るものである旨、各都道府県林務担当部長あてに「都道府県森林審議会の所掌事務の範囲について」（平成 21 年 3 月 12 日付け 20 林政企第 122 号林野庁林政部企画課長通知）を発出し、周知している。
関係省庁	農林水産省

番号	3
措置の名称	出入国管理行政に関する意見交換会の実施
措置の内容	北海道の意見の出入国管理行政への反映を検討すべく、北海道との定期的な意見交換会を実施する。
関係省庁	法務省、厚生労働省

番号	4
措置の名称	地縁による団体が地域的な共同活動のために保有する「不動産又は不動産に関する権利等」の範囲に関する通知の発出
措置の内容	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定による「不動産又は不動産に関する権利等」については、平成 3 年 4 月 2 日付け行政課長通知によりその対象範囲を示しているが、当該対象範囲をより明確化するために、平成 21 年度中のできるだけ早期に当該通知の一部を変更する。
関係省庁	総務省

番号	5
措置の名称	条例による事務処理の特例に関する通知の発出
措置の内容	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 に規定する条例による事務処理の特例に関し、都道府県が、都道府県知事の権限に属する事務の一部を条例の定めるところにより、指定した市町村に対して包括的に移譲する仕組みを設けることは可能である旨、平成 21 年度中のできるだけ早期に通知する。
関係省庁	総務省

番号	6
措置の名称	福祉有償運送に係る運送の区域に関する通達の改正等
措置の内容	道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 51 条の 4 第 2 項に規定する運送の区域に関し、予め設定された運送の区域と関連が認められる一定の場合については、運送を可能とするため、通達の所要の改正等を平成 21 年度中のできるだけ早期に行う。
関係省庁	国土交通省

番号	7
措置の名称	「コミュニティハウス」事業の推進に関する通知の発出
措置の内容	<p>「コミュニティハウス」事業を推進するため、「フレキシブル支援センター」を推奨する通知を、平成 21 年度中のできるだけ早期に各都道府県あてに発出する。(※)</p> <p>(※)「フレキシブル支援センター」の構想は、平成 21 年 2 月 6 日の緊急雇用・経済対策実施本部会合において雇用対策事業例として示されており、「コミュニティハウス」は、この「フレキシブル支援センター」の先行事例として紹介されている。</p>
関係省庁	厚生労働省